

## 子どもの戸籍をつくるために

～ためらわずにご相談ください～



### 戸籍ってなんですか？

戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったのかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

### 戸籍がないとどうなりますか？

住民票やパスポートは、原則つくられません。(一定の要件を満たしていれば、つくられる場合があります。)  
資格を取得するため、戸籍の証明を求められることがあります。  
親の遺産を相続する場合に、親子の証明ができないことがあります。

### 出生届のことで次のような悩みを抱えていませんか？

- 婚姻期間中に夫以外の男性との子を出産予定
- 離婚後 300 日以内に前夫以外の男性との子を出産予定

### 子どもの戸籍をつくるには？

- ① 前夫(又は夫)を父とする出生届の提出
- ② 前夫(又は夫)を父としない出生届の提出

### 子どもを無戸籍にしないために解決策を一緒に考えましょう？

- 前夫(又は夫)を記載しなくても出生届を提出する方法があります。あなたの事情をお聞きした上で、最善の方法をご提案します。
- 戸籍をつくるために裁判の手続きが必要な場合には、弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)をご案内します。
- まずは、市町村役場または法務局の戸籍相談窓口にご連絡ください。

### 【お問い合わせ】

〒904-1392  
宜野座村字宜野座 296 番地  
宜野座村役場 村民生活課 戸籍係  
TEL : 098-968-8501  
業務取扱時間 平日 8:30～17:15

〒905-0011  
名護市字宮里 452 番地 3  
那覇地方法務局 名護支局 TEL : 0980(52)2729  
※業務取扱時間 平日 8:30～17:15  
またはお近くの法務局(出張所は除く)にお問い合わせ下さい。

<http://www.moj.go.jp> 無戸籍 法務省 検索